

第1回養豚問題懇談会議事録

○塩田畜産振興課長 定刻になりましたので、ただいまから、第1回養豚問題懇談会を開催させていただきます。

私は、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長の塩田でございます。よろしくお願いいたします。

養豚問題懇談会は、前は平成11年度に開きました。本懇談会は、検討する事項が、生産、流通、加工、販売等、専門的かつ広範囲にわたっております。そういうことから、各分野を代表される方々に本日出席をお願いしているところでございます。

ここで委員の皆様方をご紹介させていただきたいと思います。

阿部委員でいらっしゃいます。

伊東委員でいらっしゃいますが、本日、遅れて代理の方が来られるとお聞きしておりますので、後ほどご紹介させていただきます。

伊藤委員でいらっしゃいます。

神山委員でいらっしゃいます。

木村委員でいらっしゃいます。

綿邇委員でいらっしゃいます。

志澤委員でいらっしゃいます。

神保委員でいらっしゃいます。

信國委員でいらっしゃいます。

橋口委員でいらっしゃいます。

堀江委員でいらっしゃいます。

松田委員でいらっしゃいます。

矢入委員でいらっしゃいます。

今、伊東委員の代理ということで、消科連から小西委員がおいでになりました。また、本日は、本多委員におかれましてはやむを得ない事情でご欠席ということでございます。

続きまして、私ども事務局の出席者を紹介いたします。

町田畜産部長でございます。

清家畜産企画課長でございます。

畜産企画課の川合畜産総合推進室長でございます。

同じく畜産企画課の大野畜産環境対策室長でございます。

畜産振興課の廣川生産技術室長でございます。

同じく畜産振興課の徳田需給対策室長でございます。

佐藤食肉鶏卵課長でございます。

栗本衛生管理課長でございます。

衛生管理課の境薬事・飼料安全室長でございます。

以上でございます。

さて、今回が養豚問題懇談会の第1回目ということでございますので、本懇談会の座長を選出する必要がありますが、いかがいたしましょうか。

もしも異存がなければ、事務局でご指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、ご異議ないということでございますので、委員の中から信國委員に座長をお願いしたいと思います。それでは、信國委員、座長席にご移動をお願いいたします。

○信國座長 信國でございます。ご指名でございますので、大変僭越ではございますが、座長を務めさせていただきますと思います。皆様の関連かつスムーズな議論をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで、町田畜産部長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○町田畜産部長 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

まず、委員の皆様方には、日頃から我が国の養豚振興につきまして大変ご尽力を賜っておりますことに、厚くお礼を申し上げる次第でございます。また、本日は大変お忙しい中を当懇談会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

最近の農林水産省の状況でございますが、現在、食料・農業・農村基本法にかかります基本計画の見直しにつきまして、食料・農業・農村政策審議会の方で検討が進められているところでございます。これまでの検討状況でございますが、特に、経営安定対策の確立、また担い手・農地制度のあり方、農業環境や地域資源の保全のための施策の確立、こういった大きな3つの主要課題につきまして検討を重ねていただいております。この8月にこれらの課題につきまして中間論点整理という形で公表されたところでございます。

この全体の基本計画の検討と並行いたしまして、同じく政策審議会の中で畜産企画部会が開催されております。ここでは今後の畜産政策のあり方ということで、酪農及び肉用牛の近代化を図るための基本方針、あるいは家畜改良増殖目標の見直しを中心に議論が進められているわけでございます。

この酪農肉用牛の検討とあわせまして、養豚についても検討していく必要があるわけでございますが、冒頭、畜産振興課長からも話がありましたように、平成11年度に養豚問題懇談会を開催いたしまして、国際化の進展に対応いたしました我が国の養豚生産のあり方についてご検討いただいた経緯も踏まえまし

て、今回、我が国の養豚産業の各部門を代表されます方々に一堂にお集まりをいただきまして、基本計画や酪農近代化基本方針と同時並行的に懇談会を開催させていただくことになったところでございます。

最近の養豚をめぐる情勢につきましてはご案内のとおりでございまして、F T A、W T Oといった国際交渉の進展、あるいはB S Eや高病原性鳥インフルエンザの問題といったことで、食の安全・安心に対します消費者の方々の関心の高まり等々、養豚の対応すべき課題がたくさん生じてきているところでございます。こうした点を踏まえまして、今後の養豚のあるべき姿につきましてご議論を頂戴いたしまして、養豚の振興に努めていきたいと考えております。

委員の皆様方の忌憚のないご意見・ご議論をお願いいたしまして、冒頭、私からのお礼とご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○信國座長 どうもありがとうございました。畜産部長のお話にもございましたように、本懇談会は我が国の養豚を取り巻く諸条件の改善方向について、それぞれ専門的なお立場から忌憚のないご意見を頂戴するということでございますので、私からもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、事務局から本日配付の資料のご確認をお願いしたいと思います。

○塩田畜産振興課長 それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。右肩の方に資料ナンバーを付しております。

資料1は本日の議事次第、資料2は委員名簿、資料3は「養豚問題懇談会の開催について」、資料4は「養豚をめぐる情勢」、資料5は「検討のポイント」でございます。資料6—1は「中間論点整理」、資料6—2は「新たな基本計画に向けた中間論点整理について」、6—3が「中間論点整理の概要」、資料7は「W T O交渉・枠組み合意について」、資料8は前回の「養豚問題懇談会報告書」でございます。

抜けているもの等はございませんでしょうか。

以上でございます。

○信國座長 資料の確認はよろしいでしょうか。もし不足するものがあれば、お申し出いただきたいと思ひます。

それでは、本懇談会の運営につきまして事務局から説明していただき、その上でご議論をいただきたいと思ひます。

○塩田畜産振興課長 それでは、事務局から、本懇談会の会議の議事録の公開・非公開等につきまして、規定は特にございませんが、基本的に畜産企画部会等ほかの会議に準じた運営をしてはいかかかと考えております。つまりは、会議は公開、議事録についても発言者名を付して公開としてはいかかかと思ひます。

また、本日は伊東委員の代理として消科連の小西企画委員がおみえでございます。代理出席ですが、せっかくでございますのでご意見をいただければと思ひますが、いかがでございましょうか。

運営につきましては以上でございます。

○信國座長 ただいま事務局から、懇談会の運営につきまして説明がありました。特に問題のない限り、畜産企画部会等ほかの同様の会議と同じ方針で行ってはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。会議は公開、そして議事録についても発言者名を付してということでございますが。

特段異議もないようでございますので、そのように進めさせていただきたいと思ひます。

それでは、議事次第に沿いまして進行させていただきたいと存じます。また、次第にもございましており、本日の審議は16時半を目途といたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、最初に資料を一括説明していただきまして、後からまとめてご質問なりご議論を幾つかのパートごとにいただくようにしてはどうかと思ひております。

では、まず、資料3から資料5の説明を廣川生産技術室長から願ひします。

○廣川生産技術室長 生産技術室の廣川です。資料3から資料5を順番に説明させていただきたいと思ひます。

まず、資料3は今回の養豚問題懇談会の説明ですが、趣旨については先ほど畜産部長と畜産振興課長からほぼ説明されたと思ひますので、1枚目の説明は省略したいと思ひます。

懇談会の主要テーマについては、2枚目に3つ書いてございます。(1)担い手として明確化すべき経営形態の考え方、(2)生産コスト低減、所得確保を図るための対応、(3)養豚経営安定のための施策のあり方、でございます。さらにこれは資料5の方でブレイクダウンしてお話したいと思ひています。

資料3の最後のスケジュールについてです。第1回は本日、第2回は9月22日、ここまでは決めてございます。第2回では、主要論点についての検討方向についてご議論いただきたいと思ひております。これについては、第7回畜産企画部会に「この程度の検討になってございます」という報告をしようと考えております。そして、第3回は10～11月の間を考えておりまして、ここは報告書の概要案を検討しようと考えております。そして、第4回は来年の2月ごろを考えておりまして、そこでは報告書そのものを検討しようと思ひます。この様なスケジュールで開催を考えております。

次に、資料4「養豚をめぐる情勢」でございます。

1ページですが、ここでは豚肉需給の需要について書いてございます。左側のグラフをごらんいただいておりますように、畜産物は昭和40年と比べていずれも伸びているわけですが、豚肉もこの中で確実に伸びてきた、ということです。畜産物のうち、食肉という豚肉、牛肉、鶏肉ということになりますが、その中で豚肉はどうなっているかと申しますと、家庭消費では、昭和60年ごろから、多少増減はありますが、ある一定の量で推移しておりまして、13年度以降少し増えているのは、牛肉がその間下がっており、これにはいろいろな事情があったわけですが、それを代替する形で増えているのではないかと考えています。

2ページですが、こういう需要に対してどういう供給になってきたかというものです。左側のグラフは国産と輸入物をみていまして、結果として自給率ということになるのですが、国産はやや減りながら、輸入物が増えている。需要が増えている分、輸入の増加でカバーしてきた、という形になっております。したがって、自給率はじわじわと下がっています。重量ベースで53%、カロリーベースではうんと下がります。

して 5.3%という現状にあります。

右側のグラフは、こういう豚肉の需要供給を用途別にみたものです。14年度をみていただきますと、家計・加工・その他と3種類ありまして、要は、国産は家計で消費されている、家庭の中で食べられている。そして、加工や外食・中食といったところでは輸入物、という形になっています。

3ページは、豚肉の価格でございます。豚肉は、ご存じのとおりといっていいのですが、一定の季節変動というものがあります。典型的な変動を示しているのが左側の上のグラフで、10年度、11年度、12年度と曲線がありますが、これが13年度以降乱れているということがお分かりかと思いますが、価格はそれほど動いておらず、平均価格では 460円前後で動いているということになります。13年度以降のやや変わった曲線を少し分析してみているのが左側の下のグラフです。薄い色の曲線が普通に考えられる5年の平均の曲線ですけど、それを上回って13年の後半は推移し、15年の前半もそれを上回って推移し、16年に入ってからまた価格が上がっているということになってございます。

右側のグラフは小売価格で、小売価格は余り大きな変動はしていませんが、ここのところ少し上がったかな、という感じになっています。

4ページは、豚肉の流通の流れです。左側に農家があって、右側に消費する場面がありますが、最初のと殺の場面には3種類あって、食肉卸売市場、食肉センター、そして地域のと場となっております。ここから卸売業者、食肉加工業者へ行って、外食店、量販店、小売店という流れになっております。

ここの課題はこの中の合理化で、食肉センターとありますが、と体・解体、そして部分肉にして流す、ここがこれの中では割と合理的な仕組みですけど、この流れをどうするか、ということが課題かと思えます。

輸入豚肉については、卸売業者、食肉加工業者に直接入ってくるということになっております。

5ページは、国境措置です。これは差額関税制度と呼ばれている仕組みで、ウルグアイラウンドで一旦決着している形をここに説明しております。輸入価格で 393円というのが分岐点で、ここまでは一定の価格水準まで関税がかかり、その後は従価税ということで、価格に対してさらに関税がかかるという仕組みです。

もう1つは、セーフガードというものがこれに組み込まれてございまして、四半期ごとに統計をとっていて、前年の水準よりも大きく上回ったときには関税水準が上がるという仕組みであります。ここにはそのセーフガードを発動した例を書いておりまして、今年も今発動されているという状況でございます。

6ページは国際関係です。WTOという多国間の交渉があって、国境措置は今まで、ここで決められることが多かったのですが、2国間での協議も活発になっておりまして、豚肉でいうと、メキシコとの交渉が大きな話でありました。ここには大筋合意の概要が書いてございます。差額関税制度はウルグアイラウンドの重要な決着点であったので、それはできるだけ大切にしようということで、メキシコとの間では決着しております。詳しい中身は読んでいただければと思います。

それから、FTA交渉というのは、ここに書いてあるとおりで、今、いろいろな国と話が進みつつあるところでございます。

7ページは、生産及び経営をめぐる情勢で、生産額をみております。畜産が農業生産に占める割合は 28%、2兆 5,000億円ほどあって、そのうち 5,300億円ほどが豚ですので、豚というのは畜産の中にあっても、農業全体の中でも大きな位置を占めていると言えると思います。

生産構造の方は、一言でいうと大規模化が進んでいる、ということになっておりますが、平成9年以降は頭数の減少はそんなに大きくはない、というところですよ。

8ページは、地域ごとに、豚はどのような地域でつくられているか、というのをみたものです。上に黄色と赤のグラフが並んでいますが、これを見ていただきますと、主産地というのは東北と関東と九州、ということが分かると思います。このうち、真ん中が頭数ですが、頭数自体はそんなに減っていない中、戸数が大きく減っている地域が幾つかみられます。ここの頭数規模が大きくなっているということなのです。が、小規模の農家がやめている、というのが実態かと思えます。

3.の豚の生産ですが、地域によっては非常に大きな位置を占めているということの説明です。左側が市町村でみたときにどれくらいになっているか、右側が農業産出額である町をみたときに豚がどれくらいを占めているかということで、5割を超えるところもあるということです。

9ページですが、間違いがありましたので、ページが1枚差し込んだかと思えますので、差し込んだものでご説明いたします。これは平成10年と15年で飼養規模がどれくらい変わったかをみたものです。上が戸数で、下が頭数ですが、300頭未満のシェアは減少しており、頭数で1,000頭以上の農家の割合がまた増えたということで、大規模化が確実に進んでいるところでございます。

10ページは、コストの関係です。収益性といってもいいのかもしれません。左側のグラフですが、下から、労働費、飼料費、その他の3つに分けてありまして、規模が大きいと労働費が少なくなるという効果があって、少し安く上がっているということです。

国際比較もあわせて示してございます。日本はどこが高いかというと、飼料費であるということがわかります。メキシコについては、労働費が少なくなっております。これと競争するのは大変だということが分かるかと思えます。

では、どうやってコスト低減、所得向上をするか、という4つのポイントが書いてございます。1.が飼料費を何とかして下げたい、2.が作業を効率化したい、3.の生産性というのは繁殖の話などですが、1頭当たりの子豚の数をふやしたい、あるいは出荷日時を短くしたいということ、4.が基盤的なところで建物費を安くしたいという、これが方向だろうということでございます。

11ページは、農業全般でいろいろ比較をしています。主業農家というのがどれくらいの割合を占めているか、ということでみたものです。畜産は一般に主業農家が担っている割合が高いわけですが、豚もそうであるということです。それから、法人経営も畜産の中では大きいのですが、養豚、養鶏といったところがやはり大きいということです。

12ページは、担い手という話がありまして、認定農業者についてどれくらい認定されてきたか、ということと比較したものです。平成10年と15年で比較しております。この5年間で増えており、養豚では40%を超えるところまで来ております。

13ページは、近年の動きとして産地銘柄化というものがございますが、それを少し例示してみました。差別化ともいえますけれど、輸入物と一般的な豚と区別しております。ここでは飼料と飼養管理方法を地域ぐるみで統一するとか、系統豚、優良種豚を利用する、SPFと高水準の衛生飼養管理等の取り組みを

実施する、こういったことで産地銘柄化のためのグループ化の紹介をしてございます。いずれも、餌の使用や種豚の利用等、販売も含めて、いろいろ考えた取り組みが今ございます。

14ページは、豚の価格安定制度について、いつものグラフを使って説明しております。安くなったら市場隔離をする、高くなったら放出するということですが、このほかに、セーフガードという形で関税の方も発動されるといったこともあります。

15ページは、地域肉豚生産安定基金造成事業ということで、価格が変動するときに、特に下がったときに考えられている仕組みについて説明されています。もともとは、ここにあるとおり、生産者が積み立てている基金がございまして、余り大きくない価格の下げのときには地元基金から補てんされるわけですが、非常に大きな動きを示したときには国が助成している分も出ていく、という仕組みが書かれております。

16ページは、そのほかに国が講じている様々な事業を並べております。

先ほどご説明しました価格安定基金の仕組みのほかに、1番目は地域養豚振興特別対策事業といって、銘柄化といったようなものを後押しする仕組みです。2番目は養豚振興体制整備総合対策事業といって、民間ベースの改良について後押しするというものです。3番目は畜産経営活性化事業といって、国産畜産物の安定供給と書いていますが、生産構造の改革促進ということで、施設や生産システムの普及・定着化を後押しするというで考えた仕組みです。4番目は地域畜産総合支援体制整備事業で、コンサルタントによる支援で、経営診断とか技術の改善といったところの支援の事業です。5番目は制度資金で、金融というところでの支援策が書かれております。

17ページは、豚の改良の話が少し触れられております。これは養豚されている方はよくご存じの話ですが、かつては中型品種でやってきたのですが、近年では大型品種を使って3元交雑という形で、純粋種をきちんと組み合わせでより良いものをつくるということになってきております。

能力的には、ここに表がありますが、1腹当たりの生産頭数、出荷体重、出荷日齢と、いずれも改善されてきております。しかし、この何年かは余り伸びていない、という形になっております。

18ページは、肉豚生産の基本になる種豚はどういう形でつくれ、供給されているかということが、小さな図になっていまして見にくいかもしれませんが、3つに分けてあります。

1つは、系統豚のつくり方です。これは全農さんの流れと国・都道府県の種豚生産農家グループでつくられている流れです。

2つ目は、一般の純粋種豚は全体の7割ほどありまして、これは種豚生産農家と民間の育種会社がやられている種豚の生産供給の流れです。

3つ目は、海外からは1割ほどが種豚として入ってきておりまして、これもここに書いてございます。

こういう改良の話もあって、飼養管理の話もあるので、19ページに、今、伸びつつある技術について2つ紹介しております。

1つは、人工授精です。これは種豚を広域的に利用しようということ、あるいは交配による疾病を防ぎたいということ、遺伝的能力評価を進めたいといったことがありまして、今、積極的な活用に努力している部分でございます。今のところ、25%の普及率です。

2つ目は、SPF、SEWと書いていますが、衛生的に管理することで豚の生産性を上げたいということです。SPFについては、外科的な手術で子豚を無菌的に取り出すということで、清浄な肉豚をつくって増やそうということです。

もう1つは、早目に母豚と子豚を分けて、子豚を清浄に置いて大きくしようというSEWという技術ですが、これについても紹介してございます。

20ページは、生産段階で今非常に意識をしなければいけない消費者ニーズについて、どのようにとらえて取り組んでいるか、ということの紹介です。消費者ニーズはいろいろありますが、ここでは、低価格、高品質、安全・安心の3つについて消費者ニーズがあるととらえて、それについて生産者はどう取り組むか。低価格については、コストを下げるということですから、母豚の生産能力の向上であるとか、飼料費をどうやって下げるかといった努力をしている。高品質については、銘柄豚といったものをつくって価格を1つ上の水準にして、品質について確保していくという努力。安心・安全ということではトレーサビリティについての努力。この具体的な例として、A県M農場と書いていますが、その紹介があります。

右側は、黒豚という有名な銘柄がありますが、これについて、増えていることと、小売価格として有利に販売されているということが紹介されております。

21ページは、同じく消費者を意識したのですが、豚肉の生産情報公表のJAS制度がことしの7月25日から施行されていますが、その紹介です。これは任意の仕組みではありますが、どんなところで飼われていて、どんな人が飼っていて、どんな餌を使ったか、どんな薬を使ったか、そういうことが消費者にもわかる仕組みになったということでございます。

22ページは、生産の中で大きなウエイトを占めている餌について少し紹介してございます。豚は主に配合飼料を食べているわけですが、我が国でつくっている配合飼料のうちの25%は豚が消費しているということです。したがって、価格の動向が気になるわけですが、原料価格の動きが少し紹介されています。ことしの第1四半期はかなり高い水準まで上がっております。ただし、7月以降、国際価格が落ちついてきていますので、もう少し下がってくるのではないかと考えています。

23ページは、餌におけるリサイクルというのは非常に大切な話なので、書いております。食品の廃棄物は、日本全体で1,100万トンほど出てきています。これを何とか飼料に向けられないか、ということの努力を書いております。豚は乾燥した餌ではなくても良いということがありまして、食品残さを利用して液状の餌にして食べてもらうという、リキッドフィーディングについて紹介しております。

左側は、Y市というところで行っている、食品残さを使って餌にしている事例を紹介しました。

24ページは、環境問題です。家畜の排せつ物としては頭数割りみたいなことで、全体の25%という、量的には特に豚だからということはありませんが、特徴的なのは尿を浄化しなければならないという問題を抱えています。

それから、苦情件数がほかと比べると多いかと思われまして。におい、音、水とありますが、苦情が出やすいということです。したがって、養豚経営は新しい農場を求めるというのは非常に難しいということになっております。

それから、利用ということがありますので、(4)で、どうしたら耕種農家が使ってくれるのか、という条件について少し書いております。

25ページですが、環境問題については、昨年の暮れに農林水産環境政策の基本方針というものを公表しております。健全な水循環の確保として、家畜排せつ物の管理の適正化を徹底していきましょう、というところで、排せつ物をたい肥として利用するというところで、耕畜連携を進めたいと考えております、公表しております。

それから、たい肥利用が困難となっているものについても、炭化とかメタン発酵ということで資源として使っていきたいと考えております。

26ページ以降は衛生問題です。衛生管理課がここに来ておりますのでフォローしてもらうことにして、私がざっと説明してまいります。

26ページは、豚の伝染性の疾病の発生状況が書いてございます。法定伝染病、牛のBSEとか鶏の高病原性インフルエンザといった、話題になるような大きなものは今のところ出ておりませんが、豚コレラは少し心配な情報があるので別のページで少し紹介してございます。

届出伝染病は、これは届出でして、発生を必ずしも示しているものではありません。もう少し大きな発生になっているとは理解しております。

こんな病気があって、どの経営についても心配だという状況が続いております。

27ページは慢性疾病で、これも病気によって発生が多かったり少なかったりしますが、いずれにしても小さな数字ではないと理解しております、衛生管理というのは大切だと考えられます。

28ページは、豚コレラの話を少し解説してございます。平成5年以降に発生がないということがありまして、我が国も清浄国になろうという努力を重ねておりまして、それが書いてございます。第1段階は、ワクチン接種を徹底して抑え込んでいた時代。第2段階は、平成10年以降は県ごとに接種を中止して清浄のエリアを広げていくという努力をしてございます。第3段階は、平成12年10月以降は全国的なワクチン接種を中止して検疫を強化するという形になっております。

あわせて、互助基金ということで、発生時の経済損失を互助補償するという仕組みもつくられております。

「豚コレラを疑う事例について」という囲みがありますが、今年の3月と7・8月、そしてこの週末にも疑われるものが出ております。いずれも疑似患畜として殺処分して、周辺農場については清浄性確認をしているという状況にあります。

29ページは、もう1つの心配な病気であるオーエスキー病の防疫対策について紹介しました。これは平成3年からの取り組みですが、清浄地域と準清浄地域と清浄化推進地域の3つに分けて対策をするということで、清浄種豚の流通促進ということをしなが、ワクチン接種をするエリアをできるだけ狭めていくという努力であったわけです。実際にはどうなっているかということ、清浄化推進地域の数之余り変わらないということ、清浄地域の数も変わらないということで、ひどくはなっていないけれども、よくもなっていないということで、これから更なる努力をしなければいけない状況にあります。

30ページは、この資料の最後でございまして、家畜伝染病予防法に基づく特定家畜伝染病防疫指針という話ですが、これはBSEの発生の際の反省に立ちまして、何か起きたときのいろいろな関係者の連携、生産者のレベルでしておくべきこと、あるいは家畜の移動に関するところすべき努力というものをマニュアル化したというものであります。

左の絵は、関係者の連携について、どんな仕事をすべきかということを書いてありますし、右側の飼養衛生管理基準については、豚を扱う人が必ずやらなければいけない努力について、基準として定めたということでもあります。

雑駁な説明になりましたが、養豚をめぐる情勢についてはこれで終わりたいと思います。

次に資料5ですが、これはこの養豚問題懇談会の検討ポイントです。1、11と、それに つながらる1、2がありますが、それぐらいの項目でどんなことを検討したいか、ということを書いてございます。

需給のところでは、豚肉の需給構造の変化をどうみるか、ということと、流通コストを下げるにはどうしたらいいか、国産豚肉を振興したいのですが、そのときに消費者にどのように理解していただくか、ということのポイントとしております。

それから、国際的な話は、WTOとかFTAなどの形で進んでくる枠組みに対して、どのように対応していったらいいのか、ということです。

その次が経営の話ですが、まずは、養豚の自給率の議論がある中で、どうしても輸入の飼料に頼ることの多い養豚をどのように考えるか、ということ。また、経営形態としてどういうものを担い手として考えていったらいいのか。次は、生産のコスト低減、あるいは所得をできるだけ大きく確保するためにはどうしたらいいのか。また、経営安定として考えなければいけないことは何か。そういうことがここに書いてございます。

それから、生産サイドの取り組みのところでは、消費者ニーズも書いてありますが、高品質化とか消費者ニーズというものに生産サイドとしてどのように対応していったらいいのか。

次は、餌の問題です。これは飼料自給率を上げるというのは国内資源にどこまで求めるかということなので、当面考えられることは、食品残さのようなものですが、国内資源にどうやってアプローチしていくのか、ということです。

環境問題は、待ったなしの今年の11月のラインがあるのですが、それだけではなく、どのようにしていったらいいか、ということと、耕畜連携といわれている耕種との連携についてどうあるべきか、ということのポイントとしております。

最後に衛生問題です。これはどうやってコントロールするかに尽きるのですが、発生防止と衛生管理水準をどう上げるか、あるいは疾病が発生したときにどのように対応していったらいいのか。いろいろケーススタディも実際に行われたようなところもあるので、豚についてもどうやって考えていったらいいのか、ということです。それから、疾病として出てきている重要なものは、豚コレラとオーエスキー病なので、これについても今後どうあるべきか。

こういったところが検討いただきたいポイントであります。

以上です。

○信國座長 ありがとうございました。

資料の説明をもう少しさせていただきます。続きまして、資料6「中間論点整理」及び資料7「WTO交渉枠組み合意について」を川合畜産総合推進室長よりご説明をお願いいたします。

○川合畜産総合推進室長 それでは、私の方から、資料6と資料7に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、資料6につきましては、先ほど町田畜産部長のごあいさつにもございましたように、食料・農業・農村基本計画の改定作業というものが現在行われておりまして、この関係で、8月10日に中間論点整理というものがまとめられております。この内容につきましてお話をさせていただきたいと思っております。

中間論点整理は資料6—1が本体でございますが、これは20ページの大部でございますので、資料6—2で図表等を入れてわかりやすくまとめてございますので、横書きの資料6—2をご参照いただきたいと思います。

まずもって、食料・農業・農村基本計画の位置づけでございますが、ご案内のとおり、平成11年7月に従来の農業基本法にかわる基本法として、食料・農業・農村基本法が制定されたわけでございます。この食料・農業・農村基本法に基づく実施計画として、5年に1度基本計画というものを定めることになっておりまして、来年3月の新たな基本計画の策定に向けて、食料・農業・農村政策審議会の企画部会で議論が行われている、という位置づけでございます。

1ページをごらんいただきますと、最初に検討の経緯とございます。昨年12月の農林水産大臣からの諮問を受け、食料・農業・農村政策審議会企画部会において、食料・農業・農村をめぐる情勢分析や、1.品目横断的政策への転換、2.担い手・農地制度の見直し、3.農業環境・資源保全政策の確立といった重要課題を中心に議論、とございます。

ここに書いてございますように、もちろん畜産も含めまして、農政全般についてこういった形で、特に1.、2.、3.にあります主要3課題について議論が行われてきておりまして、今年の1月以降、15回にわたり検討が行われてきたわけでございます。この検討の経緯は、最後にございますように、国民的議論のたたき台になることを期待し、これまでの議論を中間的に整理したというものでございまして、8月10日に大臣に答申されたわけでございます。

また、これとあわせまして、酪農肉用牛につきましては、先ほどの部長のあいさつにもございましたように、5年に1度の酪農肉用牛の近代化に関する基本方針の改定に向けまして、畜産企画部会でもこれまで6回にわたり議論を進めてきているという状況でございます。

なお、その下に中間論点整理の内容といたしまして、4つほど大きな見出しが書いてございます。担い手政策のあり方、経営安定対策（品目横断的政策等）の確立、農地制度のあり方、農業環境・資源保全政策の確立。課題は大きく分けて3つですが、2つ目の課題を担い手と農地制度に分けて、4つの大きくなくくりで中間論点整理が示された、というものでございます。

特に担い手政策のあり方についての記述がございまして。最初の文章をごらんいただきますと、農業経営の改善に向けた各種施策については、対象を担い手に明確に絞った上で、集中的・重点的に実施することが必要、こういったことが打ち出されております。

また、その次のテーマの経営安定対策の確立につきましても、最初の文章にございますように、幅広い農業者を対象に、品目別に講じられている経営安定対策について、対象となる担い手を明確にした対策に転換、といったことが特徴的な話として打ち出されているわけでございます。

2ページ以降でももう少し詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。担い手政策の改革の考え方でございます。そして、左側が現状、右側が対応の方向という整理になっておりますが、まず、現状認識でございます。これは畜産や養豚などに限らず、農業全般のことを分析している内容でございますが、まず、経営体については、農業所得への依存度が高い主業農家の減少が続いているということで、主業農家が平成2年の82万戸から45万戸に減少、農家戸数も減少している。

さらに、その下の記述にございますように、認定農業者の認定も低位にとどまっている。さらに、その下の記述にございますように、集落営農やサービス事業体の多様な活動が行われている。さらに、農業従事者についての認識として、農業従事者は減少・高齢化、昭和1桁世代のリタイアにより、今後減少が加速する見込み。さらには、農業法人への雇用形態での就農、あるいは女性起業の増加といった動きが農業全体に見られる、ということでございます。

こういった認識のもとで、右側の対応の方向でございまして、望ましい農業構造の実現に向けて各種施策面で格段の努力を図る必要がある、という方向が示されたわけでございます。

最初に、対象となる担い手を明確化した施策の集中化・重点化を徹底。矢印として、担い手の明確化については認定農業者制度の改善を図りつつ、これを基本として運用。

2つ目ですが、地域の実情に即した担い手の確保の促進ということで、効率的かつ安定的な農業経営に発展することが見込まれる集落営農を担い手として位置づける。これは特に稲作の方を念頭に置いた記述でございますが、具体的には、集落営農の中でも、一元的に経理を行い、法人化する計画を有するといった要件を満たす者については、認定農業者とあわせて担い手として位置づけてはどうか、ということが示されているわけでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。3ページは、もう1つの大きなテーマでございまして、経営安定対策改革の基本的な考え方、というものでございます。まず、現行の施策が一番上に四角で囲ってございますが、左側に、生産性の内外価格差に基づく生産に対する一定の補てん、いわゆる「ゲタ」、これらが品目別に実施されておりまして、麦作経営安定対策とか大豆交付金といったものがございまして。

右側は、価格・収入等の変動に応じた補てん、いわゆる「ナラシ」というもので、コメ等における稲作所得基盤確保対策ですとか、担い手経営安定対策といったものが行われている。

これについて、「改革」という矢印がありまして、農業の構造改革を加速化する必要がある、国際規律の強化に対応する必要があるということで、その下の改革の方向でございまして、まず左側をごらんいただきますと、水田作・畑作といった、水田なり畑の中で稲・麦・大豆とかてん菜やばれいしょなどの複数品目を生産するような経営につきましては、品目横断対策ということで、これまでの品目別の経営安定対策のありようを大きく見直してはどうか、というものでございます。

まず、諸外国との生産条件格差の是正ということで、品目別ではなく、経営全体に着目して直接支払いに転換してはどうか。さらに、構造改革加速のために、担い手支援の対象は担い手に集中化・重点化する。それから、国際規律上安定した政策である「緑の施策」という形にしていく必要があるのではないか、ということでございます。

右側の収入・所得変動緩和対策でございまして、これについては、「ゲタ」の補てん水準を勘案し、またこういったものが必要かどうか今後検討していく。それから、構造改革を加速化するために担い手に

集中化・重点化するといった方向に改革すべきではないか。こういったことが打ち出されております。

なお、その下ですが、野菜・果樹・畜産ですが、養豚も含めまして部門専門的な分野につきましては、下の枠内にございますように、品目別政策の見直しということで、部門専門的経営が主体であり、各品目の特性に応じて政策を見直し、と本審議会の方でいわれているわけでございます。

この関係で、酪農肉用牛につきましては畜産企画部会で、養豚につきましては本懇談会で、この部分をご議論いただくことになってくるわけでございます。

4ページでございます。先ほどご紹介いたしました品目横断対策を、イメージでかくとこういう絵になるというものでございます。大きく分けて、生産条件格差の是正というものと、収入所得変動緩和というもののイメージが左側に絵で描いてございまして、上の方はコストの格差を支払う、下の方は一定の基準を下回った場合の所得の確保を補てんする、という考え方でございます。

この点線の枠の中にございますように、品目横断については、水田作の場合は特に麦・大豆、そして畑作、北海道の場合は麦・大豆・てん菜、そして原料用ばれいしょといったものを対象にして、過去の面積に基づく支払い、それに加えて当概年の生産量・品質に基づく支払いの2つに分けて、品目横断的な対策を実施する。

さらに、その下に「+」とございますが、収入・所得変動緩和対策、いわゆる「ナラシ」部分について、その必要性を検証するという形で、イメージが描かれております。

5ページでございます。ここからは農地制度の関係になりまして、左側が現状、右側が対応方向となるわけでございます。

まず、現状と課題でございます。農地の確保という面では、個別分散的な転用が発生している。耕作放棄地が増加している。さらに、下の囲みをごらんいただきますと、農地の有効利用という観点から、担い手の利用集積がもたらしている。それから、都市住民等の農地の利用ニーズの高まり。こういった現状認識のもとに、対応方向としては、担い手の明確化、農地の利用集積の促進、真ん中の箱が優良農地の確保、3つ目として耕作放棄地の発生防止・解消のための施策の充実、ということでございますが、このテーマにつきましては、秋口の早い段階で、農水省が本審の企画部会に具体的な案を提示することになっております。

6ページでございます。最後の柱といたしまして、農業環境・資源保全政策の確立ということでございます。6ページは、この中でも資源保全政策、特に農地あるいは農業用水などの管理をどうやって進めていくか、という内容でございます。この点については特に水田などが中心となりますので、説明は省略させていただきます。

7ページでございます。農業環境・資源保全政策のうちの農業生産環境政策の点でございます。左側の上の囲みをごらんいただきますと、農業と環境ということで、農業は本来自然界の物質循環に依存したもので、環境との調和なくして持続できない、さらには農業の自然循環機能の適切な発揮を通じ、我が国社会の持続可能な循環型社会への転換に貢献することが課題。

その下の枠内でございますが、農業生産に伴う環境負荷の状況ということで、農業生産活動に伴ってさまざまな環境負荷が発生している。地域によっては農業生産が地下水等の汚染の一因となっている。さらに、環境負荷低減に配慮した農業生産が広く一般化しているとはいえない状況。この認識につきましては、一般の耕種農業、そして畜産におきましては、家畜排せつ物の問題に関しまして共通ということもございまして、真ん中の目指すべき姿としては、我が国農業全体を、環境保全を重視したものにしていくということで、真ん中の箱の下に、具体的な施策の手法とございますが、農業者が最低限取り組むべき規範を策定し、各種支援策の規範の要件にする。それから、環境保全への取り組みが特に強く要請されている地域におけるモデル的な取り組みへの支援を導入してはどうか。こういったことが提言されているわけでございます。

駆け足での説明で恐縮でございますが、中間論点整理につきましては、全体として以上のような形で提起がなされ、特に経営安定対策の部分について、品目別対策については品目ごとの状況をよく踏まえた上で、養豚であればこの懇談会ということで、よくご議論をいただきたいということがいわれているという状況でございます。

次に、資料7、WTOの関係でございます。WTOの関係につきましては報道等でもご案内のとおり、去る7月31日未明にWTO農業交渉の枠組みが合意されたという状況になっております。

資料7の1ページをお開きいただきたいと思います。まず、どういう形でWTO交渉がなされているか、ということ、3分野ということで書いてございます。

1つ目は、市場アクセス。これが最も大きな関心事項でございますが、関税削減などによる貿易機会拡大を議論しているということでございます。2つ目は、国内支持でございます。貿易をゆがめるような各国が実施している国内の補助金等について、貿易歪曲的な国内支持措置を削減すべきではないか、という観点からの議論です。3つ目は、輸出競争として、日本は実施しておりませんが、貿易をゆがめる輸出補助金の撤廃が必要ではないか。この3つの観点から議論がなされているわけでございます。

この7月の枠組み合意の位置づけがその下に書いてございます。この合意は、関税率削減といった数字や詳細な要件などが入った具体的なルール、そういったものは今後決めるとして、その前提となる議論の大枠が合意されたというものでございます。

その下にスケジュール的なことが書いてございますが、一番左端の丸に枠組み合意ということで、ことしの7月に今申し上げましたような関税削減方式の考え方など、数字入りの各国共通のルールを定める前提となる大枠が決められたと。それから、今後、モダリティ交渉が行われ、いつのタイミングになるかわかりませんが、関税削減率や詳細な要件などが入った各国共通ルールが、今後、モダリティ合意に向けて交渉がなされていくということでございます。

さらに、このモダリティ合意がなされましたら、その後、譲許表の交渉というものに入りまして、一番右の丸の下にあります。各国ごとに特定物品の関税率は何%とするといった、個別具体的な約束が決定されるということでございます。そして、今回の枠組み合意につきましては、一番左側のステージが関係国の間で合意されたという状況でございます。

2ページですが、これはこれまでの交渉経緯がまとめられているものでございまして、細かい説明は省略をさせていただきたいと思いますが、まず、年表の一番上にありますように、2000年3月に農業交渉が開始されたということでございます。それからずっと来まして、2004年7月に、今申し上げました枠組み合意がなされ、さらに2005年12月に香港で閣僚会議が開かれるということがスケジュールとしては決まら

れているわけでございます。そして、その右側に点線で囲ってございますが、閣僚会議に向けた我が国の課題ということで、G10、これは日本あるいはスイスや韓国など、割と日本に立場が似通った10カ国という意味でございますが、G10としての活動を一層強化するための方策と途上国への働きかけということで、多数派工作をしていく。そして、枠組みに基づいたモダリティ案の作成をしていく。こういう対応が今後必要になってくる、ということが示されております。

3ページは、7月の枠組み合意に至るまで、いろいろな場で交渉が行われたということがまとめてございますので、後ほどご参照いただければと思います。

4ページは、枠組み合意の内容でございます。まず、一番関心の高い市場アクセスでございますが、左側にございますように、高い関税ほど大幅な引き下げ率を適用するということが枠組みとして決められたと。ただし、この一般原則の中でも重要品目又は、センシティブ品目という言い方もいたしますが、これは別な取り扱いをする。それから、重要品目の数は今後各国との交渉で決まっていく、ということでございます。

右側ですが、関税の上限設定が一部の国から強く主張されたわけでございますが、今回の7月末の段階では事実上先送りということでございます。それから、低関税輸入枠の拡大については、7月末の合意の中では、今後の交渉次第では義務づけされないこともあり得るということが確保される枠組みになっている、ということでございます。

左下の国内支持でございます。貿易をゆがめる補助金が多い国ほど大幅に削減ということで、貿易をゆがめる補助金というのは、価格支持ですとか、経営安定のための直接的な支払いということでございまして、こういったものについて、UR合意のときには各国ごとの農業産品全体についてAMSという形で計算をして、UR合意の際には6年間で20%削減するというものでございましたが、今回の交渉は、多い国ほど大幅に削減ということがいわれていると。さらにその下でございますが、貿易をゆがめる補助金は品目ごとに上限を設定。UR合意にはなかった概念でございますが、今回は品目ごとにAMSを計算し、上限を設定するということが出されております。

具体的に基準年次をどうとるか、あるいは削減率をどうとるか、ということは、これから交渉で決まってくるということになるわけでございますが、こうした品目別、AMSという考え方が導入されたということで、交渉の合意内容いかによっては、我が国の豚肉政策というもののについても影響が出てくる可能性がある、という状況でございます。

今申し上げました話を図式化したものが5ページ以降に書いてございます。

5ページは、市場アクセスでございます。一般の品目につきましては、税率の高いものから低いものについて一定のランク分けをして、税率の高いグループのものは大きな削減率、低いものは小さな削減率。ただし、四角の中にありますように、階層の数、各階層内の関税削減方式は今後の交渉で決まってくる。さらに、その右側の重要品目についてはこういった一般ルールとは異なる取り扱いができるということで、関税削減と関税割当約束の組み合わせということで、一般品目とは異なった関税削減方式をとることができる。

ただ、先ほど申し上げましたように、この重要品目の数については今後の交渉ということで、下の枠内にございますが、基本的には自主選択で、関税割当などの数を考慮して、今後の交渉によって決められる適切な数、ということになっております。こういった中で、日本の豚肉・牛肉・乳製品については、こういった重要品目の中に何とか含められるように、今後の交渉で努力をしていくことにしているわけでございます。

なお、農業の特別セーフガードにつきましては、右下にございますように、今後の交渉対象ということで位置づけられているわけでございます。

6ページは、国内支持の関係でございます。これは若干技術的な話になりますが、真ん中に点線で囲ってある黄色の施策と青の施策のデミニミスにつきまして、左上の四角にありますように、貿易歪曲的国内支持のトータルを、これもランク分けをして、階層方式で削減をしていくということで、合計額を実施初年度に20%削減するということになっているわけでございます。

下のAMSの記述には、先ほど申し上げました品目別AMSということが入っておりまして、ここの動向についてはよく注意をし、交渉に臨んでいく必要がある、という内容でございます。

7ページは、輸出競争の関係でございます。先ほど申し上げましたように、日本では輸出補助金とはっておりませんが、輸出補助金はEUなどが対応しているわけでございますけれど、通常の輸出補助金に加えて、輸出信用といわれる償還期間が180日を超えるような利子の支払い等についても、これも輸出補助金の中に加えて、さらに輸出国貿易、あるいは食料援助といった、一定の基準に合わない食料援助についても、輸出競争に含め、下の矢印にありますように、今後合意される期日までに撤廃する、ということが決められたわけでございます。

8ページは、非農産物の関係で、農産物と関係ない話でございますので、ご説明は省略させていただきますと思います。

WTOにつきましては、今申し上げましたように、枠組み合意というものがなされ、今後、市場アクセス、国内支持、輸出競争の3分野について交渉がさらに進められるということになっておりまして、これによる最大限の交渉上の努力はするにしても、何らかの影響が生じることが可能性としてはございますので、十分注意していく必要があるというものでございます。

私の方からは以上でございます。

○信國座長　　どうもありがとうございました。

ずっと説明が続いておりますとお疲れだと思いますので、ここで休憩を挟みたいと思います。10分間ほど休憩しまして、3時前から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(暫時休憩)

○信國座長　　それでは、再開したいと思います。

休憩の前に事務局から一括してご説明を受けたわけでございますが、これからは、そのことに関しましてご質問やご意見を出していただきたいと思います。それだけに限りませず、事務局からご説明いただいた以外の課題につきましても、日ごろ皆様もたれている問題意識等がございましたら、お出しただけ

ればと思います。

議論を効率的に行うために、資料4「養豚をめぐる情勢」で説明のあった分野ごとに、大きく3つぐらいに分けてご質問なりご意見を伺えたら、と思っております。豚肉の需給と流通分野、経営と改良・飼養管理等の分野、そして飼料・環境・衛生分野と、大まかにこのように分けてはと思います。と申しまして、お互いに関連する部門もありますので、きちんと分けられませんが、できるだけそのようなくりで議論を進めていきたいと思えます。

また、ご質問に対しては、その都度お答えするというのではなく、何名かの方のご質問等をまとめて事務局から答える、という形式で進めたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、豚肉の需給と流通分野につきまして、ご質問や問題意識等をご披露いただければと思います。どなたからでも結構でございますので、よろしく願いいたします。

○橋口委員 需給動向の問題ですけれど、国内の養豚の実態を区分けいたしまして、大きく2つに分かれます。1つは、大規模経営をやっている企業養豚、会社養豚です。もう1つは、農家が複合経営の中でやっている、いうなれば100頭以下の中小規模の養豚経営。この2つに分かれてくるのではなかろうかと思えますが、過去の生産状況からみまして、中小規模の養豚場が支えてきた割合が少なくとも30%以上を占めていたと思えます。

ところが、急速に養豚農家が減少する中で、やめていく農家というのは、今申し上げた中小規模の農家なんですね。そういったことから、この中小規模の農家の中身をみてみますと、高齢化、後継者がいない、そして施設が古くなっている、それにプラス、今後の環境対策の問題、そういったことから、今さら1,000万円も1,500万円もかけてふん尿処理施設をつくるよりも、もうここらが潮どきだな、というお考えの農家が最近非常に多く出てくるようになりました。

そういったことから、今、少なくとも全国で1,600万頭の肉豚が出荷されていますが、この頭数を維持していく上からは、大規模経営の養豚場はそれなりの規模拡大が進みましようけれども、この中小規模の養豚農家の経営をどう支えていくか、ということもまた大事な問題ではなかろうかと思えます。

例を挙げますと、ふん尿処理施設に金をかけるよりも、尿を出さない豚舎の構造、いわゆるおがくず養豚ですが、最近、私の鹿児島県でも施設を改善していく農家が出てきています。例えば300頭収容する豚舎で、ごく最近の事例ですが、約1,400万円ほどかかっている。これは補助事業ではない、農家が自分でつくる豚舎でございますから、可能な限り、20年、30年はもつ様な資材を使った豚舎なのです。それでも300頭で1,400万円、1,500万円かけるということは、コストの面でも大変負担が大きいということでございまして、それでは、長期低利の安い資金を借りようとしても、最近は金融機関がおいそれと金を出してくれないという面がございます。いわゆる担保力がない、あるいは保証人のなり手がないということから、そういった問題が非常に多く出てきてまして、私どもも困っていますが、その辺に対する国の政策的な支援が何とか考えられないものか。それが現場の声だ、ということをお願いいたします。

○信國座長 ほかに関連して、いかがでしょうか。中小規模の養豚の位置づけと、それに対する施策というお話だったかと思えますが。

○堀江委員 ただいま橋口委員さんからお話がありましたように、今まで中小養豚経営または複合養豚でやってきた方々は、需要の部分をかなりとられてきたのではないかと思います。その中にはブリーダーという方々もいたわけですが、何といたしまして、消費者のニーズが多様化してきた中で、種豚では経営が成り立たない、ということをやめていく農家も出てきたわけですね。また、ここに来て、11月からのふん尿処理問題で、今お話がありましたように、お金をかけて処理施設をつくっていく、ということも大変難しい農家も出てきたわけでございます。

そうかといって、この中小の経営農家を切り捨てていくということは、私ども一緒にやっている仲間としては出来ないわけございまして、また、良いところとしては、中小の養豚経営の中では、耕種農家あるいは野菜農家と手を組んで、ふんのたい肥化という問題では効率よく処理して、耕種農家に還元している農家も多いわけございまして、逆に大手の大きい養豚場から出るといふ肥が今は問題になっている場所もあるわけです。そういう面も考えますと、これからは環境問題等に対しましては、中小の方々がうまく地元と手をつないでやっていく方法を模索していきたい、と思っております。その点、中小の養豚農家もこれから何とかやっていける施策を考えていただければありがたいと思えます。

○信國座長 中小養豚に焦点を当てたご発言があったわけですが、関連していかがでしょうか。

○堀江委員 今、中小養豚と申し上げましたけれど、家族養豚ですね。家族構成の中でできる養豚。ですから、200頭ぐらいでやっていけるという方向で考えていただきたいと思います。

○信國座長 規模の問題だけではなく、経営手法、経営体の対応が、家族経営という視点からの養豚のとらえ方ということでございますが、関連していかがでしょうか。

○志澤委員 質問になりますが、先ほど畜産総合推進室長がお話しになりましたが、G10の食料自給率はどのくらいあるのか。たしかブルガリアも入っていたと思えますが。私も豚肉のこの問題懇談会には、1回目、2回目、3回目と、ちょうど10年間携わっていて、随分年とったなと思いつているのですが、確か前回のときに、閣議決定で日本の豚肉の自給率は73%にしますよ、ということで、私もそれを信じて一生懸命養豚振興をやってきたわけです。大きいところだけが残れば良いのではなくて、あの当時、1万2,000戸は残るように、ということで様々な施策要望をしたと思えます。そして、今、8,000戸になって、これからまたさらに11月から下がっていく可能性が高いのですが、今おっしゃったように、中小ということよりも、数がないと、地方の行政との対応も含めて、日本の養豚産業というのは非常に衰退していくだろうと思えます。

ですから、この辺で絶対数はとめなければだめだ、ということは、今回のこの懇談会の大きな課題ではないかと思えますが、その前に、閣議決定されて、4局長通達を排除して、73%の自給率を確立するのだと、養豚振興するのだ、ということになったのですが、果たして国は本当にそれをやられたかどうかということが1つです。

それから、G10の国々の自給率がどのくらいなのか、をお聞きしたいと思います。というのは、日本の食料自給率は40%なのです。40%の国なんていうのは余りないのですが、今、WTOの話を読まれたけれど、WTOの話の中で、50%以下の国が一生懸命そういうことを言っているかどうかは私は分からないのですが、食料の自給がない中で、世界的な貿易協定で決まっているから関税がどうかという話もあります。

それで、73%に近づけるためにどんな形の施策なり、国が決定したことを発表しただけで終わったのか。それから、G10の仲間の食料自給率がどのくらいなのか。次のときでも結構ですから、その2点について伺いたいと思います。

○信國座長　それでは、ここで事務局から追加的な説明や直接的なお答え、あるいは今後の取り扱い等についてコメントをいただければと思います。

○川合畜産総合推進室長　まず、G10各国の食料自給率でございますが、手元にデータがないものですから、お時間をいただいて調べさせていただければと思います。

それから、お話の中にございましたように、前回、平成12年に策定いたしました食料・農業・農村基本計画の中では、豚肉については、これはカロリーベースではなく、重量ベースでございますけれど、22年の73%に向けて努力をするという目標を設定したわけでございます。豚肉に限らず、食料全体では45%を目標にする。そして、平成22年度に向けて、現在も何年か続いてカロリーベース40%という水準が続いているわけでございますが、22年度に向けて45%という姿を示したわけでございます。ただ、これは生産面での対応、そして消費者が望ましい食生活に食生活自体も変えていただくということで、こういったいろいろな課題が解決された場合の目標の水準として示させていただいたわけでございます。

実績的に申し上げますと、確かに40%という水準から先、消費の問題、生産の問題等ございますが、あるいは食料自給率の牽引役であるおコメの消費がどんどん下がっているということもございまして、40%を45%に届かせるというのにはなかなか実績が追いついてくるのが難しい、という状況にあるわけでございます。

また、食料自給率問題につきましては、本審議会の企画部会でも、この秋以降、精力的に議論をしていく、ということになっているわけでございます。

また、食料自給率目標、豚肉の特に73%達成に向けて一体何をやってきたのかということもございました。今日の資料4の16ページにも、対策の方を、これは自給率向上だけではなく、生産面での競争力強化、あるいは担い手の育成、あるいは規模拡大、いろいろな意味で我が国の養豚経営が競争力をもつようにと、あるいはこれから将来にわたって安定的に養豚が続いていくように、しっかりした担い手を育てていく必要がある、という認識のもとに、地域肉豚も含めまして、15～16ページのように、各般の対策を講じてきているわけでございます。なかなか財政事情が厳しい状況ではございますが、行政の側としては、そういった意味でいろいろな行政上の努力はしてきていると。ただし、いろいろな意味で、消費も生産も、あるいは政策も、すべてがうまくいくということが必要でございまして、ご指摘のとおり、食料自給率についてはなかなか目標どおりきっちりいくという状況にはなっていない、というのが現状でございます。

○信國座長　ありがとうございました。橋口委員、堀江委員からのご発言は、もちろんそのまま今回の懇談会を通じてずっとそういう趣旨からのご議論をしていただかなければいけないと思いますが、現時点において、中小あるいは家族経営的な経営の位置づけをどう考えておられるか。そういうところで問題になっている環境対策についての、特に今申し上げたような種類の経営体に対する環境対策等について、ご説明いただければと思います。

○塩田畜産振興課長　今、需給と流通ということから話題として出ておりますが、担い手という意味は、生産そのものを担っていただくということです。中小という言葉にもいろいろありますが、今いう家族経営のことだと思います。家族経営にも、お話のように、母豚で50頭以下、あるいは家族経営ですと80から100頭、あるいは150頭ぐらいまでの一般的な母豚の家族経営、そして大規模経営としては従業員を雇っている企業的なところ、これはまさに担い手として今後どうするか、ということだと思います。

いずれにしても、養豚で大きく企業的にされるということについては、今後とも担い手として、また家族経営は家族経営として、また1つの担い手の考え方としては、1つのグループ、集団といいますか、1つの餌グループ、あるいは種豚グループ、あるいは銘柄豚グループなども担い手としていく見方も出てくるかと思いますが、いずれにしても、今日の、あるいは今後の委員の皆様のお話を伺って、養豚のこれからの担い手をもう1度再確認していくということが必要かと思えます。

また、施策面では、先ほどの畜産総合推進室長の話のように、いろいろな施策を打った中で、この10年でどうして、53%になったのだと、役所側としてはどうなのだ、ということですが、それは生産の段階においては、当然ながらコストダウンの方向、生産の皆さん方への種豚の改良の問題、あるいは価格対策、またそれ以外にも流通あるいは消費も含めて、大きくそれぞれの取り組みに対する対策の結果だと思っております。

ですから、その結果が数字としてあらわれていなかったということになるかと思いますが、今後ともその辺はいろいろな課題として、今回の懇談会の中で、今度こそ目標を決めたらその方向に向かう、ということで、そのあたりの整理の中でそれをまた1つの糧としてやっていくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大野畜産環境対策室長　全体の話は、今、畜産振興課長から説明のあったとおりですが、環境対策の現状について説明させていただきますと、去年の3月でございしますが、畜産環境整備促進特別プロジェクトというものを立ち上げさせていただきました。家畜排せつ物法が11年11月1日に施行されてから、本年11月1日からいよいよ本格施行されるわけですが、5年間の猶予期間があったわけですが、3年経過して、若干、その進捗が遅いのではないかとということで、去年、緊急のプロジェクトを立ち上げたわけですが、

その中で、昨年度と本年度、必要な整備計画というものを作成しまして、昨年度が5,800戸の施設整備の計画、ことしは7,800戸の施設整備の計画ということで、このプロジェクトを進めさせていただきまし

た。昨年の15年度は 5,800戸の整備計画に対して、農水省の目標にしては珍しく、というと語弊があるかもしれませんが、5,744戸と、ほぼ5,800戸という計画を達成したという状況にあります。

そして、今年は 7,800戸の施設整備ということですが、昨年の 5,800戸に比べて 2,000戸多いということで、支援措置の方も大幅に拡大させていただいております。共同利用施設をつくる一般の補助事業でございますが、これも2割方増やさせていただいておりますし、特に養豚はご希望が多いと思いますけれども、個人で家畜排せつ物処理施設に取り組めるという、2分の1補助つきリース事業でございますが、これも従来、毎年 210億という額を措置してきましたが、今年は最終年度ということで、一挙に 301億と、5割近い増額をさせていただいて、今年も支援措置をかなり強化しておりますので、計画達成は相当程度いいところへいくのではないかと見込んでおります。

また、あと2カ月でございますが、あした、全国畜産環境対策担当者等会議というものを農林水産省で開きまして、最後の2カ月できめ細かな指導を行っていただくよう、都道府県、そして関係団体のご担当の方々にお願いしたいと思っております。

昨年度と今年と、施設整備として、まずは漏らさない、環境に負荷を与えない器づくりということに力を入れてきたわけでございますが、先ほど堀江委員がおっしゃられましたように、耕畜連携でうまくやっておられる中小経営もあると。地元との連携をこれから強化していく必要があるということで、施設は整備した、そしてそこで出来上がってくるたい肥をどう利用していくか、ということについて、また新たな取り組みが必要ではないか、というご意見と思いますが、資料4の25ページにありますように、今後はバイオマスの総合的な利活用の推進ということで、耕種の方が使いやすいたい肥の生産ができるように、マニュアルを整備していく等、家畜排せつ物の需給に基づきまして、利活用計画というものを17年度から19年度にかけて都道府県段階までつくっていく。

そして、それに基づいて、たい肥の利用を促進していく、ということ、昨年の12月に農林水産省の環境政策の基本方針として示しております。今、器づくりに力を入れておりますが、今後の大きな課題として、出来上がってくるたい肥をどう耕種の連携のもとにうまく活用していく仕組みをつくっていくのか。そういうことを検討していきたいと考えております。

○信國座長 ありがとうございました。需給と流通分野ということになりますと、検討のポイントのところ、豚肉の流通コストの低減合理化、これは特に今後この中で検討していただきたいということだろうと思います。

それから、豚肉の輸入規制で、品質とか安全性ということについて、豚肉につきましては、BSEですとか鳥インフルエンザという問題は起きなかったわけですが、この辺をめぐる今後の検討の方向等について、ご意見があればと思います。

○木村委員 需給というところで、資料4の2ページの国産豚肉の用途別供給量というグラフがありますが、これをみていて、豚肉の消費量の60%はテーブルミート以外で利用されています。しかも、そのうちの65～77%が輸入で占められているというところが、国産豚肉を今後考える上では非常に大きなポイントになるのではないかなと考えております。特にテーブルミートの需要量というのは、人口もこれから余り伸びませんし、食生活も変わってきておまして、自分の家で消費するよりも、むしろ外で食べる人が多くなっているという中で、今後、加工なり外食需要のところにいかに国産を増やすかということが、国産豚肉全体を伸ばすポイントになるのではないかなと思います。

消費者ニーズの中にも、安全・安心、価格が安い以外にも、国産が欲しいという声も聞かれておりますので、産地表示なり原産国表示が義務付けられているテーブルミートに比べ、加工や外食では、産地表示の部分が不十分ではないかと思えます。この点を、国産豚肉の需要を伸ばすための施策として今後ぜひ検討して頂きたいと思えます。

○志澤委員 私は先ほどちょっと厳しい意見を述べましたけれど、そうはいわれても、日本の国民の食肉の消費量の43%が豚肉なのです。そのうち、53%を国内の方で賄っているわけです。これは我々も非常に努力しておりますけれど、もちろん行政も努力していただいております。何が一番違うかという、幾ら国際競争をしろうとしても、とにかく国内の餌が高いということや、と畜料が高いとか、要するに、我々の生産段階でどんなに頑張っても出来ないようなものが幾つかあるのです。こういうところに今回の懇談会では是非メスを入れていただいて、なぜ餌が高いのか、なぜと畜料が高いのか、あるいは先ほどお話がありました、豚が入っていても人間と同じ建築基準法を使わなければ豚舎はだめということもあり、こんなことはメキシコあたりを見ても良く分かるわけですし、そういう規制を撤廃しながら、自給率を50%以下に下げないようにしていかないと、我々の産業そのものがだめになってしまうだろう。

もう1つは、せっかくBSE以来というおかしですが、消費者の方々が「国内、頑張れよ」ということで、前回の養豚問題懇談会でもトレーサビリティの話を出しているのです。ここでようやく特定JASが4月末で法制化されたわけですね。しかし、認定業者が出てきていない。これは何なのかというと、余りそれをやってしまうと、輸入したものが使いづらくなってしまおうところがあるのではないかと、ということもありまして、当然、輸入と国内との競争は、価格、味、そして顔の見えるということで、その辺の差がどう違うのかということを確認していかなければいけないと思いますが、いずれにしても、価格というのは、今日は消費者の方もおいでになっていきますけれど、確かに顔がみえるほど良いと思っただけなのですが、買い物行動はやはりどうしても安いものを、ということになってしまうものですから、その価格に対抗するために、我々生産段階で何とか国際競争できるようにするためには、生産資材関連を、今日は衛生管理課の方もおいでになっていますが、日本のワクチンが高いとか、こういう問題もぜひ突っ込んで検討いただければありがたいと思っております。国は一体どういう形で73%を維持しようとしたのか、という厳しい質問をしましたが、その辺は誤解を招くといけませんので、説明を加えさせていただきました。

○信國座長 それから、流通コストで、今、たまたまと畜料が高いというお話がありましたが、資料4の4ページで、食肉センター、その他と畜場、食肉卸売市場が240あると。これは欧米等と同じ生産量の国から比べると非常に多いのだらうと思いますが、この辺をどう評価していくのか。片一方で素人なりに考えてみますと、テーブルミート主体の消費になるとやはりこうならざるを得ない面もあるのかな、という感じがいたしますが、流通コストも非常に大きな部分を占めているのだらうと思っておりますので、その辺に

についてのご質問等はございますか。一時に比べれば、これでも大分減ってきているのだとは思いますが。あるいは、外国の事情等について、こういうところが特に違うのではないかという話があるかと思いますが。

○志澤委員　メキシコの場合をよく調べまして、メキシコの例と日本の例とを比べますと、と畜料、と場まで運ぶ運賃コストを含めて、6分の1であると。日本はメキシコの6倍なのです。そして、今、座長がおっしゃったように、222のと場があるのです。この稼働率が幾つかというと、大体30～35%ぐらいしか稼働していないと思います。ですから、そのかかった費用が全部生産者に来るわけです。ですから、BSEの問題で、冷蔵庫を別にしなさいということでやった、その冷蔵庫代の半分は補助金ですが、半分は生産者で、要するにと場側にもたせるわけです。そして、と場側はどこにもたせるかというと、養豚の方もその費用を払わされているわけです。

こういう構造上の問題というのは、私はたまたまと畜場も関与した形にいるものですからよく分かるのですが、どうも不自然だなと思ひまして、それで輸入肉と競争しろということはなかなか難しい話だなということで、特にと畜場の問題については、再編等をあわせてと畜場法改正に伴った駆け込みでやられましたが、もう少し稼働率を上げる、あるいはコストが下がる方法を関係者全員で考えないと、日本の畜産が終わってしまうのではないかと、思います。

○橋口委員　私も毎年、養豚協会が主催をする畜産振興議員連盟の国会議員の先生方、あるいは農林水産省の担当の方々に、1月から3月にかけて要請集会を行うのですが、その中でも出てきたことは、今、志澤先生から出されたように、と場の整理統合ということが、一と場の収益の上でも大きく係わってくるのではなかろうかと。そのことがと畜経費の削減にもつながってくる。さらには、県の収入になっていく検査料の引き下げも大事なことでないかということ、そこら辺に対する国からの県に対するご指導もいただきたい、ということも申し上げておきたいと思ひます。

それから、先ほど来出ております需給の中で、安定的な生産の維持と供給、これは価格面でも大きく影響してくると思ひます。金にならない仕事、これほど嫌なことはございません。例えば、昨年8月1日から豚肉のSG（セーフガード）が発動されましたが、途端に下がり出して、昨年8月から今年の1月前半まで養豚農家は大変な苦境に陥りました。私の鹿児島県では産地価格は関東4市場の加重平均価格から27円引きの建て値でございますが、それでいきますと、1キロあたり上肉で280円という建て値が出てきました。

これでは農家の採算はどうにもとれないということで、経済連あるいは南畜さん等をお願いをして、最低308円という価格での買い上げを行っていただいたのですが、その理由は、8月からSGが発動されるということを見越しての輸入業者の大量輸入が大きく影響している、ということをお伺いいたしました。

そういう面から考えて、適正な輸入のあり方も国の仕事としてご指導をいただかなければいけないのではなかろうかということを考えてわけですが、この辺はどうなのでしょう。

○池田食肉調整官　今、志澤委員と橋口委員から、と畜場の話とSGに関連した需給の話と、2ついただきました。

と畜場につきましては現状をご説明させていただきたいと思ひますが、ご案内のように、と畜場の数が諸外国に比べて頭数の比率としては多い状況にあります。都道府県で再編整備計画をおつくりいただき、それに沿った形で地域の合意を得た上で再編を進めてきているところでありまして、そういった整備につきましては国としても支援をしているところです。と畜料金でございますが、押しなべていえば全国で2,000円前後かなと思っておりますけれど、そういった再編統合に伴いまして、こういったものも維持をしていく方向にもっていこうとしているところでもあります。

また、昨年のSGに伴うことでございますが、確かに6月あるいは5月の段階をみますと、ある程度在庫というのは積み増しをしていると思ひます。ただ、昨年の状況をよくみますと、大変な気候でございまして、非常な冷夏であったと。これで夏の、本来であれば需要がいいときに、残念ながらああいう状況になったと。私もといたしましてはまずそれが一番大きかったのではなかろうかと思ひます。在庫圧力が全くないということでは多分ないとは思ひますが、例えば先ほどの国産と輸入物のアウトレットの比較をしてみますと、国産のほとんどのものはテーブルミートに仕向けられている。輸入物はある程度はテーブルにも回ってきますが、加工物あるいは外食向けが多いということからみまして、在庫圧力が即国産の豚肉の枝肉の価格に反映するということはないのではなかろうか、と思っております。

○信國座長　ありがとうございました。消費者からみて、例えば表示の問題も一部出ましたが、表示と品質、特に衛生的な品質、安全性について、特に豚肉特有のものがあればなおいいのですが、そうでなくても、こういう視点から少し検討してはどうかということを、小西さん、何かいただけますでしょうか。

○伊東委員（代理・小西）　消費者というのはわがままで、今おっしゃるように、安

心・安全、そして低価格というものを望んでいるのです。私などの年代ですと、安いものというよりも、国産というものを表示で買い求めることが多いのですが、先ほども出しましたけれど、豚肉の価格がこのところ少し上がってきているのかな、という気はしております。

先ほどの資料をみせていただくと、価格の中で飼料の占める割合というものが多かったのですが、それに加えて、食品産業における食品廃棄物の飼料化ということで、45%も再利用されているのかと、ちょっと意外だったのです。これだけの利用がされている。私が想像していたのは、かなり焼却処分や埋め立て処分をされているという認識をしておりまして、この45%再利用されていることに驚いたということもありますし、その飼料化ということですが、配合飼料はほとんど輸入に頼っているということなので、廃棄物を飼料化して、そのえさを豚に与えたときに、豚肉の品質に変わりがあるのかどうかということもちょっと気になることです。

それから、廃棄物を飼料化したその価格というのが、配合飼料の方がトウモロコシなどと比べて価格的にはどうなのかということ。

それから、もちろん環境を考えたときには、廃棄物の再利用ということが消費者は一番望んでいることであって、それが再利用されているということは大変いいことだと思ひます。

あとは、外食と、でき合いのものを買ってくるときに、加工食品になるわけですが、国産のものより外国産のものが多く使用されているということですので、ぜひその加工食品の中に国産品が取り入れられるように、また表示もしていただければ、選びやすいかなと思います。

○信國座長 養豚をめぐる問題で、伊藤委員、養豚に携わっているお立場から、こういうところを検討したらどうかといったアドバイスなどをいただければと思います。

○伊藤委員 平成14年にと畜場法改正に基づいて、豚肉の方のと場が大変統合されて、小さいところのと場は逆に整理されて、産業効率が大変よくなっています。ある意味では、1日の処理頭数も以前よりも逆に増えているぐらいの処理能力をもってきているわけです。そういう意味では、聞くところによりますと、と場料金ということが先ほど話題になっていましたが、これは各県で各と場が申請して価格を決めるというお話を聞いています。どれが安くどれが高いのかよくわかりませんが、我々はもしそのと場を利用させていただくときには、ある意味では、と場さんのいいなりに使用させていただかなければならない、というのが現状だろうと思います。そういう意味では、先ほどから議論されているように、高い安いということよりも、ある意味ではルールのような、どれが適正なのか、その辺を考えた方がよしいのかな、と思います。

それから、豚肉の流通の中で、資料4の4ページにございますように、市場と卸売市場と食肉センター、そして地方のと場は、みたとおり、食肉センターでの扱いが半分以上を占めているわけです。逆に、なぜこうなってきたかということは、おのずと流通コストを下げるためということになるわけですが、そればかりではなく、基本的には食べ物ですので、安全であったり、安心であったり、衛生的であったりということにならざるを得ないと思います。

そして、と畜場でと畜されたものが消費地に流通されるときに、枝肉で流通されるもの、あるいは加工肉、カット肉、そういう正肉流通されるものということになりますと、当然、枝肉で流通されるものについては人間の手で積んだりおろしたりということになりかねないわけですし、衛生という意味では、冷蔵庫に入ったものを積むために一たん外へ出して、それで車へ積み込むといったことで、肉そのものに対して温度差を与える。鮮度的なものは当然そこに影響が出てくる。そういうこともありまして、物流コストのダウン、鮮度維持の問題、微生物の問題、その他もろもろのことを考えた上で、この食肉センターの流通がふえてきたのだらうなと思います。逆に、ますますこれからこの物の流れがふえてくるのだらうなと思います。この辺の議論は当然これからもされるべきではないかなと思います。

もう1つは、先ほど来、肉だけのことでいろいろお話しさせていただきましたが、食肉プラス、例えば内臓肉、この辺の見直しをすることによって、大分肉に還元されてくるのではないかなと思います。今はある意味では内臓肉の値段というのは、内臓屋さんが決めるのか、一般的には1つの目安だけは出ていますが、どこで価格が取り決められているのかというのは、正直わかりません。そういう意味で、内臓肉の評価をすることによって肉そのものにも付加をつけられる、ということと考えられたらよしいのかなと思います。

○信國座長 神山委員、やはり消費者のお立場から提言をお願いしたいと思います。

○神山委員 私は、日本生活協同組合連合会ということで、直接売り場をもっているわけではないのですが、コープ商品という、全国の会員生協さんで販売していただける商品をつくっていく立場からしますと、豚肉を扱うという点で、特別なものは余り必要ないのだと。ですから、先ほど木村委員がおっしゃっていましたが、一番買いやすい価格の豚肉が必要なときに必要な量を調達できるということ、そして、その調達先がきちんと管理をしてくれると。動物の医薬品の問題であるとか、製造工程での微生物管理の問題であるとか、そういうことを一つ一つ工程管理していただいてコープ商品をつくっていくという立場で、取り扱いをさせていただいていますが、そういう原料を調達する上では、余り特別な豚肉は要りませんと。つまり、買いやすい価格で、おいしい、顔の見える、その辺をぜひつくってほしいと思います。

ただ、調達していく上で、国産豚肉が流通する上ではパーツ流通になっていくわけですが、腕肉とかロース肉を大量に調達するという点でいうと、一産地だけでは不可能な状況もあるという点でいうと、やはり肥育体系が同じような産地をどれだけつくれるかと、私たちの都合で言うとうそういうことになりますが、そういうことをしていけないと、安い、買いやすい豚肉を消費者に提供することはできないのではないかなと思っています。情報が組合さんに提供されるとか、鮮度がいいとかというのは、もう当たり前でして、ここから次の価格ということになると、この間、皆さんがおっしゃっていますように、生産費とか流通コストとか、いろいろなどころの切り口で余分なものを排除していったら、どうコストが下げられるかという議論が必要になってくるのかなと思います。

○信國座長 実態的には経営とか担い手の問題等の次の課題に入っていますが、この検討のポイントでいけば、11の1なり2の分野に少し入っていききたいと思いますけれど、担い手としてどういうことなのか。先ほど中小ないし家族経営ということの位置づけという議論をされましたが、そのほかに、経営問題についての施策のあり方と、先ほど志澤委員からある程度数も必要だというお話で、合理化ということと、ある程度数をもたなければいけないということはどう考えていくか、といった切り口が既に出されているわけですが、担い手の問題についてどなたかご質問等ご意見をいただければと思います。

○橋口委員 その前に、もう1点だけ流通の問題で、よろしゅうございますか。

○信國座長 はい、どうぞ。

○橋口委員 流通の問題で一番大事なものは、私ども生産農家も消費者でございますが、消費者に安心・安全な食肉を供給していくということではないかなと思います。さらにその上にプラス、おいしさと本物ということではなからうかと思っています。あちこちで食肉の偽装問題が発覚しておりますが、JAS法に基づいた正しい流通のシステムを守っていくあり方、これも強く進めなければいけないなと思います。

1例を挙げますと、5年ほど前になりますけれど、鹿児島県において食肉公正取引協議会の皆さんが招

集されて、黒豚問題についてのお話がありました。その中で、消費者連盟の消費組合の代表の方々が3名、婦人組織の代表の方々が2人、合計5名の方々が出席されて、生産農家は私と県の会長の2人、それに食肉販売業者と組合の代表の方々、そして県と農協連、そういった方々がおおよそ20名ほど集まって検討いたしましたが、その中で、「橋口さん、生産農家は どうして白豚を黒豚で売られるのですか」と、もう本当におかしな質問を受けて、私どもは面食らったのですが、そのときに私は、「どんなに養豚農家が頑張っても、白豚は決してと場では黒豚の値段では買ってくれません。と畜された後、流通段階でいつの間にか白豚が黒豚に化けております。このことについてのご理解をいただきたい」と申し上げたのですが、最近はお案内のとおり、全国的に報道されましたカナダ産の輸入黒豚を鹿児島産ということで販売をした業者がありました。

このことについては私自身も、鹿児島の検察庁に呼ばれて2時間ほど意見を徴収されましたが、このことについてはやはり厳しい取り締まりが必要ではないか。でなければ、消費者は安心して消費してくれないと思います。このこともあわせてお願いしておきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○信國座長 仕組みとしての正しいあり方についてどうであるかというのは、検討の課題として当然でございしますが、そういう不法なものについてという話になると、この中ではまさにルール違反のものにどう対処するかという、これも社会一般的な話でございしますので、なかなか議論しづらいかと思いますが、ルールとしてどうすべきかという、豚肉の流通等についての問題があれば、先ほど来、JAS法等の関係も出ておりますが、ご意見をとりまとめていくべきだと思っております。

○志澤委員 この問題は、要は、ロースだけ流通出来るようにしてしまったのがいけないのです。消費者の方も、私どもはあるブランド肉をつくっていますが、ロースに必ず「このブランドのひき肉ですよ」ということで、セットで流れるようにすればそういうことはないわけです。今、トレサビリティのJASの話はセットの話なのです。これはぜひ流通の関係の方々も協力しながらセット流通できるようにすれば、偽装表示はない、あるいはバランスよく売れる。それから、消費者の方も安心して、このロースの豚のひき肉なのだよということで、かえって証明できると思います。大手の量販店さんもそういうことを取り扱おうとしておられますが、私ども生産者としては、ロースだけできる豚なんかないわけですから、ぜひそのことをお願いしたいと思います。

それから、内臓の問題についてご発言がありましたが、私どもの方もと場経営の一端を担わされていますけれど、内臓が安すぎると。例えば、台湾は1頭約5,000円ぐらいで、内臓は高いわけです。日本は今幾らかといえますと、250円とか300円です。これはどうみてもおかしいのではないかと、と畜料金を上げるよりも内臓を上げることにみんな協力しようではないかということで、10月から200円上げることに成功しました。結構抵抗はありましたが、生産者が一体になって、「おれのつくった豚の内臓はこれでないよ」ということになれば、多分上がってくるのではないかと。ですから、これもできたら拡大した形で展開していかないと、いつもしわ寄せを食うのは生産者のコストにかかってきてしまうと思います。ですから、結果として200円上げることはできましたけれど。

○信國座長 これは流通だけの問題ではなく、国内で生産を続ける限り丸ごと出てくるという、ある意味ではデメリットといえますか、輸入品の手軽さとの違いといえますか、そこらは当然認識して整理しなければいけないのではないかなと思います。

先ほど申しましたように、そういう流通なり消費の実態を踏まえて、担い手としてどういう視点からのアプローチをすべきか、ということについて、どなたかご意見をいただけますでしょうか。

○阿部委員 これからどういうことが担い手を考えていく上で必要かという具体的な話ではないのですが、担い手を考える上で、日本の畜産ということを基本的にもう1度考えていこうということで、日頃考えていることをお話しさせてください。

要するに、担い手というのは、どんな作業であっても、この商売、この仕事が将来この日本でこういう位置づけをされていくのだと、評価されているのだということが絶対に必要だと思います。それがなければ元気が出ない。元気が出ないところには基本的には担い手というのはできてこない。そういう視点からお話をさせていただきたいのです。釈迦に説法的なことですけれど、日本の場合には、食と生産の地理的な面、そして精神的な乖離が非常に大きいということから端を発するわけです。つまり、豚肉はおいしくて好きだけれど、豚舎のおいは嫌いだと、そういう構図があると思います。

その辺のことを基本的に考えていかないと、これは新しい方法で、新しい考え方で、新しい手法で考えていかなければいけないのかなと。どうしてそんなことを言うかといいますと、私は先週の初めから5日間、水戸周辺の酪農家の行動調査などで学生と一緒に行ってきました。6戸の酪農家を回ってきました。そのときに、「各農家において、今後、水戸市周辺の酪農というのはどのように行くべきですかね」ということで、ご夫婦の皆さんと1時間ぐらい話をしたんです。そのときに6戸共通に出てきたことは、簡単にいいますと、ふん尿処理についてはしっかりやっているのだけれど、動物を飼っている以上、どうしてもある程度のおいが出るのは仕方ないと。その場合に、家の前を子供たちが自転車ですり抜けていくときに、大きな声で「くさーい！」といって鼻をつまんで通り過ぎる。そういう子供たちが非常に多くなってきた。

ご夫婦の話では、「そういう声を聞くととても悲しくなるし、そういう状況だと、自分の息子は今高等学校だけれど、どうしてもおまえが後を継いで一緒にやっていこうという気にはなかなかない」と。「だから、定年はないけれど、60になるまでは頑張って金を稼いで、その後はどうするかわからない。迷っている」というわけです。それは養豚の場合でも酪農の場合でも全く同じだと思います。これからはそういう情勢がいい方向に行くかということ、必ずしもそうではないと思います。そのときにお話ししたのは、中年以降の人で、自分の親が、自分の環境が、小さいときには家畜と一緒に育っていた、あるいはそういう経験をもっていた人は理解してくれるし、ある程度我慢もしてくれるが、これからは、水戸周辺といえども家畜を知らない子供たちがどんどん増えていくと、そういうことがどんどん加速されていってしまふ。そういうことが日本全体としてあると思います。

先ほど志澤委員からも、数をこれ以上減らすということはしたくないと。これは本当に大切なことだと思います。そういう意味で、このまま行ってしまうと、ちょっと乱暴な言い方ですが、においが臭い、高い飼料費で、高い豚肉を国内でつくるよりは、安いところからおいしいものを買ってきたらいいじゃない

かと、そういう都市の理論が伸長してしまうとどうしようもないわけです。

前置きが長くなりましたが、そこで、こういう状況をどう打開するかとなると、別の切り口としては、例えば私は養豚の面で、横浜とか長野で2～3実際に見聞したことがあります、若い奥さんと幼児や小学生をターゲットとして、この人たちに畜産、養豚というものを理解してもらおうということが絶対に必要だろうと思います。そういう切り口で地域的な活動を養豚農家自らがその中に飛び込んでいって仕事をしていかないと、「けしからん」とか「弱いな」ということだけではできないと思います。

例えば、こういう経験をお持ちの方もおられると思いますが、私の知っているところでは、子供を養豚農場に連れてくる。そうすると、最初は「臭い」と言っているのですが、そのうち子豚がかわいくなって何回も通ってくることになる。そうすると、においなんていうのは全然気にしなくなって、それが自分のお母さんの方に喧伝していった、家庭の中に畜産を容認する、理解するという雰囲気ができてくるのだと。そういう話を聞いたこともあります。

これも釈迦に説法ですが、日本というのは瑞穂の国でおコメの国である。おコメの文化はあるけれども、日本の畜産というのは昭和40年前後から急速に発展してきたわけで、畜産の文化というものは構築されていない。日本の畜産の文化というものを、今いったような1つの切り口でもいいから、どのように構築していくかということをおこの懇談会の中で、明確な手法の結論は出ないかもしれませんが、これから考えていく手がかりになればいいかなと思います。

ちょっと長くなりましたが、基本的に常日ごろ考えていることを述べさせていただきました。

○信國座長 最初の説明の中で、新たな基本計画に向けた中間の論点整理の中でも、水田あるいは畑作を中心に、地域の中での農業経営ということが言われているわけですので、横断的にいろいろ検討するとしても、地域とのかかわりというのはいろいろ整理しておくべきだということだろうと思いますので、ともすると畜産というのは、土地からも離れやすいし、まさにそういう問題をどうするのかというのは、1つの大きな課題なのかなと思っています。

そういう地域との問題や担い手の問題で、先ほど志澤委員が端的に、ある程度数が必要だというお話をされましたが、そういうことについて、繰繰委員、何かございますか。

○繰繰委員 おっしゃるとおり、数は減らない方がいいのですが、現実的に年間300～500軒ずつなくなっているということを見ていくと、そのなくなっていく数以上にやる気のある方で埋めるだけの施策なり環境なりをつくっていく必要があるのではないかなと考えております。

○橋口委員 担い手対策といいますが、非常に少ない担い手でございますが、養豚の場合は、酪農とか肉用牛の飼育などと違って、使う農機具に対しての投資というのは非常に少なく済むんですね。そのかわり、豚舎に金がかかる、あるいはふん尿処理施設について金がかかるという面はありますが、担い手農家を育成していくためには、養豚の価格の安定対策が最重要課題ではなからうかなと思います。そのためには、今もやっております地域肉豚、あるいは地域養豚、あるいは養豚振興体制整備事業、こういった国の補助事業の政策を今後もさらに継続していただくことは非常に大事なことでなからうかなと思いますので、そのことについてもよろしくお願ひしたいと思います。

次いで、今後出てきます環境対策の中からのふん尿処理施設ですが、中小規模の農家が、先ほども申し上げましたとおり、2,000万円、3,000万円かけるのは大変負担が重いということがいわれておりますので、近隣養豚場との共同利用施設などに積極的な支援体制をとっていただけたらと思います。4農場、5農場を共同して使っていく施設です。「そういう施設にどんどん支援をしていただければ、大変助かるのだが」という声が末端ではございますので、このことについてのご理解をいただきたいなと考えております。

○堀口委員 私の養豚場は、都市化の中で、道路1つで市街化区域の中で養豚をやっているわけですが、先ほど阿部先生もおっしゃいましたように、今の若い奥さん方、そして子供たちは、養豚場へ行くと、もう豚をみるだけで「臭い」と言います。そういうこともあって、今、小学校では、農家へ来て農業のことを勉強させてくれているので、私は積極的に子供たちを授業の中で受け入れて、学校に行ってもいるお話をするし、ぜひうちへ来てくれということで、子供たちを、1学期、2学期、3学期と、2年生、3年生という子供たちが今うちの方に来て、「豚はこういうのを食べているんだよ」とか、そういうお話をしています。

ただ、2年生、3年生では大変理解に難しい面もございましたが、今年から父兄と一緒に来てくれるのです。これは大変いいことだと思ひまして、では、養豚場だけではなくて、酪農もどうですかということ、で、「牛のおっぱいはこうして出るんですよ」という話もいいんじゃないですかといったら、校長先生が「ぜひそこを紹介してくれ」ということで、都市化が進む中ですけれど、そういう形で何とか地域の人たちに理解してもらいながらやるような畜産をやっていきたいなと思ひしております。これからはそういう違う形の施策をまたお願ひしたいなと思ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

○松田委員 先ほど堀江さんからお話がありましたが、家族経営の養豚ということでございますけれども、私は、本当はそこにプラスアルファを入れればいいんじゃないかなと思います。これはパートとかそういう形のものを入れていかないと、後継者の休み問題が非常に大きいと思います。

もう1つ、当然、後継者からいうと魅力がなければいけないという中で、今の養豚経営がどうかというのが一番大きな問題になると思います。これは畜産全般になってきていると思いますけれども、どちらかというと、設備投資型の畜産になってきています。先ほどおっしゃったように、豚舎にものすごく金がかかる、あるいは器具・機材に金がかかるという時代になってきているわけです。

これは後で志澤さんにもお聞きたいのですが、実は日本の本格的な養豚は、戦後アメリカから導入した関係で、スノコ豚舎から入ったという問題があります。スノコ豚舎は、ご存じのとおり、ふん尿を下に溜めることとなります。下へ溜めることが、先ほどお話のあった臭いの問題とか、あるいはふん尿の処理にもものすごく金がかかるだけでなく、そこから発生するアンモニアが豚に良くない。それらが、日本の養豚の中で大きな問題ではないかと思っています。

そうした中で、ある程度規模の大きい方は、もちろん資本金などの問題があるのでしょうけれども、例えば、500頭とか300頭の新しい一貫農場をつくるということで対応できるわけですが、家族経営の方の養

豚というのは、そういうことがなかなかできません。

一方、母豚1頭が分娩するのは、豚の能力も非常に上がってきまして、年間で25頭から、多いときは30頭ぐらい分娩しています。ところが、肉豚になって出てくるのは何頭かといいますと、やはり20頭ぐらいということで、離乳までの死亡は別にしましても、大きくなってから死んでいる。

そのことが、先ほどおっしゃった生産コストの引き上げに繋がっているということです。そうした中で、私は、畜環リースで公害対策に対して半額補助を頂いておりまして、養豚家の方は非常にありがたいと思いますが、ここで養豚家の方が設備更新をできないと、日本の養豚家戸数が減ることを抑えることができない、という気がしています。

したがって、畜環リースの補助はありがたいのですが、やはり成績向上の為の設備更新に対して、商系利用、系統利用に関係なく、有利な条件で銀行から借り入れできる、あるいは政府の金融機関から借り入れできることが、非常に重要になってくるのではないかと。目先のことばかり考えていいまいと思いますが、基本的には養豚家さんの体質、要は成績が上がるのが、コスト引き下げの一番の要因であると思います。そこを直さないと、幾ら手を入れても、あるいは若い方が手間暇かけて真っ黒になってやっても、やっていける時代ではないと思います。特にヨーロッパあたりは、最近豚に対する設備がものすごく改善されておりますので、そういうことをもう少し考えていかないと、根本的な解決にはならないのではないかと思います。

○信國座長 矢入委員、お願いいたします。

○矢入委員 担い手の問題ですが、先ほど来、委員の皆様方からお話が出ておりますが、うちの牧場で、中学等で地域の産業を見学するという授業があるんです。その中で、養豚、酪農、いろいろな工業的なものの工場に行く場合もあるわけですが、そういう教育の中で養豚というものがどういふものなのかという啓蒙、そういうことを理解していただく。教育の一環の中にそういう担い手、また産業の理解、養豚の理解というものをさせていただくことが、地道ではありますけれど、次の担い手をつくっていく1つのものになるのではないかなと思います。

それから、担い手とは違いますが、家族経営というものを大事にしなければいけないという話がありました。私も農協という立場の中で、そういう方たちをいかにまとめていくかということをしなればいけない立場なのに、農協離れということを養豚家の方はされてしまいました。これは私たちも反省をしなければいけない問題だと思いますが、ただ、今まで農協がやってきたものはどういうものかという、種豚をつくりましょう、それを供給しますということで、経営的なものではなかったんですね。もうかるような農場をやるのが生産者を圧迫するからということでできなかったわけですが、これだけ自給率が下がってまいりますと、もう1度そこを見直していかなければいけないかなと思います。

農協でもかなり技術をもった方というのはたくさんいるわけですし、また、スーパーのバイヤーの話聞いてみますと、「地産地消」ということを非常にいっております。「顔のみえる」ということになるのかもしれませんが、同じ県で生産したものを同じ県のスーパーで売るといふ動きというのが非常に出てきております。そのような中で、農協を中心とした牧場を核として、そういう家族経営の方々も一緒にやれる、スーパー等に売り込んでいくということになりますと、ある程度の数が必要です。ですから、何か核になるものが必要だと思います。

今まで、銘柄豚等で、橋口委員のところのように、非常に立派にやられているところもありますし、農業でも立派にやっているところもあるわけですが、これからの流通、また自給率を上げるということを考えたときに、農協の役割というものを、もう1度頑張って考えなければいけないのではないかなと思っています。

○信國座長 ありがとうございます。

大分時間が迫ってまいりまして、あと15分程度でございますが、最後に、例えば生産技術の問題、えさの問題、環境問題はもう大分出ましたのであるいは必要ないかと思いますが、あるいは衛生問題等で問題提起を手短にお願ひしたいと思ひますけれど、その前に、全体の問題としてこういう問題があるのだということがあれば、出していただきたいと思ひます。

○堀江委員 先ほどから、消費者ニーズとか国際化の中で、国産の豚肉の質がどうなのだと。おいしいとか、普通であれば量さえ集まればいいのだとか、いろいろ話が出てまいりましたが、私は種豚をやっていた関係上、種豚農家、ブリーダーが世の中では今かなり激減しているわけでございますが、そういうよい肉質の豚、おいしい豚をつくるのには、今、各県が行っているような系統造成豚のようなもの、また民間レベルでやっている系統造成豚に似たような形での種豚販売を、国際競争の中で、日本型の豚肉、日本人が好むような豚肉をこれから国産豚肉としてつくっていくかなければならないのではないかなと思うわけがあります。そういう点では、よい肉をつくる原種豚がかなり減ってきているわけでございます。

これから養豚をやっていく中では、それを確保していかないと国際競争に勝てないのではないかと。逆にいうと、今、合成豚で入ってきている海外でつくられた豚を日本でつくっていたのでは、果たしてそれが日本人の好みの豚肉になるのかと。輸入してくる豚肉と同じじゃないかと。極端にいえばそういうこともいわれている時代でございますので、これからはもう少し種豚農家、ブリーダーの方々も大事にしていいただきながら、日本型の豚肉の生産ができるような種豚確保をするための施策も必要ではないかなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○信國座長 神保委員、全体的な検討の視点等についてコメントをいただきたいと思ひます。

○神保委員 食肉の中間の流通及び国内外の畜産への事業投資をやらせていただいている立場からですが、最近とみに感じますのは、消費者に最終製品の食肉を届けられている量販店、外食、中食、コンビニエンス産業の方々からのご要望からしますと、この資料にもございますが、トレーサビリティ、出どころのわかったもの、ということ、説明のつくもの、どういうえさをどういう形で与えて育てていらっしゃるかと、どういう形で処理をしていて、その後どういう流通、物流を組んでいるかということまでをきっちりと納得していただかないと、またはその流通でどのくらいの供給能力があるのかということ、納得していただかないとお取り扱いいただけないということで、年々歳々、要求が厳しくなっている

思います。

これは国産豚にかかわるだけではなく、輸入のものについても、どういう地区で、どういう品種で、どういう処理方法で、また、日本までの物流がどういう形でということとをきちっと納得した上でお客様に提供されるか。そういう流通の方々のご姿勢が非常に強くなっているということを感じております。

国産養豚につきましては、その観点からいきますと、それぞれの流通の方々の希望される量があると思います。安定した供給力で、安定した生産のシステムをつくっていくということもますます大切なことだと思えますので、中小の方々の例えば協業ですとかグループ化といったこと、それから中規模、大規模の企業型の養豚の、これもまた発展が必要なのではないかなということを感じております。

○橋口委員 座長さん、もう1つお願いですが、よろしゅうございますか。

○信國座長 はい、どうぞ。

○橋口委員 突飛なことを申し上げますけれど、先ほど、平成22年を目標に食料自給率45%というお話がありましたが、このことについて、万一、地球規模で食糧難の年が出てきたらどうなるのか。そうすると、55%の人間は死になさいよということと同じことではなからうか。そう申し上げて決して過言ではないと思います。そういう面から、養豚についても、地球と共生できる養豚のあり方を、今後あらゆる角度から検討していかなければいけないなと思います。

私の養豚はちっぽけですけれど、抗生剤を使わない、添加剤を使わない、消費者に安心して提供できる豚肉の生産、これを目指しております。自分の山から土をとってきて、その中には微生物がたくさんおりますので、その微生物を米ぬかで培養して、大体50キログラムの肉豚10頭に対して手づかみで2つほど、1週間から10日に1回ずつやります。胃の中の微生物がふえて、えさの食いがいいんです。病気なんか全くしません。年間の事故率は2%以内にとどめております。そういう考え方で、地球と共生できる養豚のあり方、これは規模にもよると思いますが、そういった経営のあり方を何とか先生方の方でご研究いただいて、農家に対するマニュアルを示していただければ、大変ありがたいなと考えております。

○志澤委員 トレーサビリティシステムというのは確かにしっかりしていかなければいけないです。そのコストが30円ぐらいかかります。その30円かかるコストを消費者の方は「いいですよ」という話なのですが、今、流通が受け入れていないのです。ということは、そのコストを生産者にもたせようとしている部分が多いですね。ですから、なかなか進まないのです。このことはこういう席で話をしておいた方がいいのかなと思います。

それから、阿部先生がおっしゃったような形の部分で、できるだけ農場に見学させるとか、高校生や中学生の体験留学をさせるとか、養豚家自身がボランティア活動をするとか、私どもはチャリティパーティをやったり、神奈川県ではトントン祭りというのをやっていて、できるだけ豚に接触していただく機会を多くしている。こういうことで、後継者は結構しっかりやっています。

基本的にはもうかる養豚をやらないと、幾らいっても後継者はついてこないわけです。では、もうかるためにはどうしたらいいかというと、コストダウンか効率化かブランド化の3つしかないと思います。ブランド化のためには物語があったり、それなりの差別化のきちんとした尺度がないと、なかなか難しいだろうと思いますが、それが店に並ぶことによって、後継者が必然的に、「おれもああいうのをつくってみたいな」という方が出てくるのではないかと。

それから、前回も話しましたが、学校給食は、地域の豚肉を提供するとか利用するシステムをどうつくっていくか。私どもも豚肉を1年に1回、地域の小学校に提供していますが、そのときには必ず「こういう理由でつくった豚肉なのだから、皆さん、しっかり味わって食べてください」というのをつけて、お仕着せではないんですけれど、プレゼントするわけです。そういうことを養豚家自身が一生懸命やっていくことが大事だろうと思います。

この間、たまたま配合機構の30周年のときに、CSRという、尊敬される企業とは何ぞやというのが今ランキングされているわけです。ランキングの1位が御手洗さんのキャノンです。キャノンは定年制がない、本社を大分県の山の中にもって行って、地域貢献をしながら、社会的にも経済的にもちゃんと税金を払いながらやっている。そういうことをみますと、養豚家もCSRをきちんと高めていかなければいけない。そのためには、においのない養豚をつくらなければいけないと思うのです。試験研究の行政の方もおられますが、私どもも7カ所ほど養豚場をやっておりまして、その中で全くとおいのしない養豚場ができています。

これはノコくずとある菌をまぜて、ふん尿処理はその中でやって循環型としている。ここに、廃棄物という言い方をするのは非常に問題だと思いますが、食品の残さをうまく活用して、循環型ができています。そうしましたら、それを地域の子供たちがみにきて、この間、祭りのときにきたら、「おじさんのところの豚舎はにおわないね」と。ですから、そういうことはやろうと思えばできるので、早くその辺を技術的に確立していったら、もっと希望や夢がもてるのではないかなと思っています。

○信國座長 ほかに、個別問題でこういうことを検討したらいいのではないかとということで、意見はございますでしょうか。

○阿部委員 食品残さのことについて簡単にお話ししたいと思います。今、食品リサイクル法の動きを受けて、農水省の皆さんの支援を受けて、リキッドのタイプと乾燥飼料という2つのタイプがつけられています。リキッドの方は志澤委員のところできちんとやっておられるので、それは志澤委員からコメントをいただければと思いますが、私が今日お話ししたいのは乾燥製品の方です。

これはかなり全国各地でつくられています。しかしながら、つくっているところは一般廃棄物処理業者でそんなに大きくない、スモールスケールでつくっている。乾燥製品として1日せいぜい1トンとか、あるいは数百キロ。そうすると、これから平成18年の食品リサイクル法の法的規制を受けて、こういうところが一般廃棄物処理業が多くなってくると思います。そうすると、スモールスケールのところでつくったものがどんどん増えてくる。そうすると、どこで使ってくれるのだろうか、日常的にシステムチェックにどう給与していくのだろうかという問題にぶつかってくると思います。

そこをお願いですが、お役所の皆さんばかりではなくて、今日は、系統あるいは商系の方もおられます

ので、地域のストックポイントみたいなどころでそういうものを構築しながら、そしてそこでいろいろな地域の人がコミットして、配合飼料に何%入れるかという形でつくっていく。そういうことについても検討されたらいかがかと思います。

もう1つ、私はこの仕事をやってみて、探してみると、あるわ、あるわ、いろいろな素材が出てくる。しかしながら、通常はわからない。ですから、素材の所在情報というものも、お役所の皆さんでいろいろ調べて、ここにどういうものがあるかという情報があれば、とてもいいなと思います。要望です。

○信國座長 衛生問題が余り出ませんでしたけれど、衛生問題について何かございますか。

○志澤委員 これは長くなりますけれど、ちょっとだけ話したいと思います。今、豚価がこんなに高いというのは、大きな問題として南九州で出荷する豚が少ないんです。それが横浜からとか大阪から向こうへ流れているわけです。どういふことかといえますと、事故率がかなり高い。要するに、疾病問題ですね。この疾病問題が高いために、生産性が非常に落ちている。それで豚の頭数が足りない。

この背景には、オーエスキー病とか、PRRSとか、浮腫とか、非常に疾病が混住しているわけです。これには家畜保健所あたりが積極的にかかわり合いながら、何とか原因菌とか抗体検査を行ってみてはどうか。採血方法もいろいろありまして、頸動脈からとるのではなくて、ストールに入っている豚のしっぽのつけ根から採血する方法というのは非常に簡単で、女性でも1人でできますので、それをとって、必ず全国各県にエライザーというものがあるわけですから、これで全部検査をして、と畜場のサーベイランスもきちんとしてもらって、どういう形の病気の浸潤状況なのか。それによってきちっとした指導をしていただきながら適切な対処ができれば、もう少し生産性が上がるのではないだろうか。

南九州だけではなく、千葉県等の一部にも、生産を阻害されている疾病がしつこくあります。そういうことを考えますと、今日は衛生課長もおいでになっていますが、そういう家保との連携というのでしょうか、せっかくある機能の有効活用を、それは補助金を出すというのではなくて、ある機能を十分生かして、もっと生産者と家保との連携がとれたら良いのではないかと、思います。

○橋口委員 私が住んでおります鹿児島県の曽於郡は志布志港をもっておりまして、志布志港に外国からの飼料原料が大量に陸揚げされております。これが私の曽於郡なり、あるいは鹿屋市、肝属郡など四方八方に車で配送されるわけです。ですから、疾病対策としての国境措置、入ってきたものに対する検疫、これを国の方でも厳重にやっていただく措置、これをあわせてお願い申し上げたいと思います。

○信國座長 ありがとうございます。

予定の時間になりましたが、どうしても今日のうちに発言しておきたいということがございましたら、最後にお受けしたいと思います。

よろしゅうございますか。

それでは、委員の皆さん方には、大変貴重なご意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

第2回目は、本日の検討結果を踏まえまして、主要な論点についての検討方向についてさらにご審議をいただく予定でございます。なお、第2回の懇談会の開催につきましては、9月22日、水曜日を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これをもちまして第1回の養豚問題懇談会を閉会させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

——了——